

市総務局人事部給与課長以下、市労連書記長以下との予備交渉

令和5年10月6日（金曜日）大阪市労働組合連合会（市労連）との交渉の議事録

（市）

本交渉について、10月12日木曜日の午後4時30分から。場所は本庁舎4階の第1、第2共通会議室ということで用意させていただいている。交渉議題としては、令和5年度給与改定等についてである。例年、要求項目について、交渉事項と管理運営事項が含まれているので、要求そのものを否定するものではないが、交渉事項にかかるものについて協議することをご理解いただきたいと思います。交渉メンバーは、市側は総務局長以下、水道局、教育委員会である。こちらが交渉員名簿である。

（組合）

市労連側。

（市）

事前にいただいている要求書案の内容について、管理運営事項とか内容についてお伺いしたいと思うものを、給与課から順番にお伺いしたいと思う。ただ、給与課の本給部分については、例年どおりではあるが、管理運営事項はなく、今年度要求内容についても大きな変更はないと思っているので、給与課の本給部分からご確認させていただきたい点は特にない。

諸手当非正規の部分については、例年どおり管理運営事項はない。要求内容の方についてだが、19番のコロナの部分について、こちら5月に5類に変わったということで、これから比べて変わっているのかなと思っており、今、具体的に何か新しい感染症などそういったものがあるわけではないが、今後、何か起こった時にというような趣旨で合っているか。

（組合）

はい。

（市）

あと一番最後に、業務実態を踏まえた手当等の措置を講じることとあるが、この手当等の手当以外に何かすでに想定されているものがあるか。

（組合）

事態が起こった場合に当然、環境整備とか制度充実していかないといけないので、それに合わせて手当の措置も講じていく必要があるという理解で記述しているので、現行、何か想

定しているということではない。

(市)

分かった。諸手当非正規からは以上である。

続きまして、人事グループの方から、まず管理運営事項について確認させていただく。要求項目4の(3)の所。昇格枠とりわけ行政職に対する昇格枠の拡大を図るの部分などが管理運営事項となる。要求項目7番の所で、こちらも昇格枠の拡大を図ることの部分管理運営事項となる。要求項目12番から14番については、項目すべてが管理運営事項となる。要求項目18の(3)番の中で、相談体制のさらなる充実の部分管理運営事項となる。要求項目18の(8)番の所で勤務体制の整備の部分管理運営事項と、要求項目19番の所の業務執行体制の構築の部分管理運営事項。18の(5)番、定年引き上げの所だが、雇用制度を構築の部分も管理運営事項である。管理運営事項については以上となる。基本的に昨年からの要求のままの所が多いが、一点、17番の所で勤務間インターバルの所が新たに追加されているかと思うが、こちらを追加された趣旨と、何か具体、今想定されている時間数とかあれば、ぜひいただきたい。

(組合)

具体はない。春の統一賃金要求のときに追記をさせていただいているので、去年の秋から見ると追加になっているが、春の分で入れさせていただいたので入れたという理解である。

(市)

分かった。人事グループからは以上である。

厚生グループの方からは管理運営事項はない。

教育委員会は管理運営事項はなく、確認事項もない。

こちらから確認させていただきたい事項は以上となる。

(組合)

去年の確定要求から括弧の項目が動いているが、職業生活と家庭生活の両立支援。今回で言うと6の(7)。いわゆる育児短時間とか部分休業の対象年齢の引き上げという文言を入れている。これも先ほどと一緒に、春の統一要求のときに追記したので、それを入れているという理解である。

(市)

18の(6)ところか。

(組合)

そう。今回で言うと 18 の(6)。

(市)

分かった。

(組合)

特にこちらからはない。よろしくお願いします。